



自動車税を納期限 までに納めましょう！

支払いが遅れると厳しい処分が行われることになります

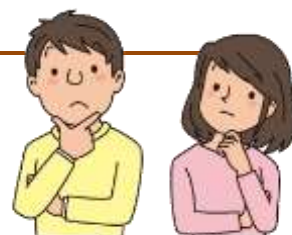
日本では所得税や住民税などをはじめとして約50種類の税金があります。それぞれの税金は、国の税務署や自分が住んでいる都道府県、市町村に納めます。

このうち都道府県に納める税金で、自動車を持っている人が納める税金として「自動車税」というものがあります。この税金は自動車を買ったとき以外にも、毎年5月に「納税通知書」(のうぜいっうちしょ)という用紙が送られてきて、それを使って納める必要があります。

この税金は自動車を持っている人は毎年納めなければいけません。今年5月に送られてくる「納税通知書」で納期限までに必ず納めましょう！

▶自動車税とは

自動車を持っている人が納める税金です。自動車税は道路を車で走ることに対して、その道路を整える費用を使用している人に負担していただくものです。皆さんから納められた税金で、道路がきれいに作り直されています。



▶納める人

その年の4月1日に自動車を持っている人です。自動車税は車を買ったときにまず払い、次の年から「納税通知書」が来ます。自動車の税金は、乗用車、トラックなど、自動車の種類や使い方、自動車の排気量(自動車が吸い込む空気とガソリンの量)、使ってきた自動車の年数などで変わってきますので、一度調べておくとよいでしょう。

▶納める方法・時期

自動車税は毎年5月に送られてくる「納税通知書」に記載された納期限(今年は5月31日)までに納めます。コンビニエンスストアや金融機関(銀行など)の窓口などで納めることができます。

▶自動車税を納めないと・・・

自動車税だけでなく、もし税金を期限までに納めない場合は、その納めていない期間によって「延滞金」(えんたいきん)を税金に上乗せして支払わなければなりません。

さらに、税金を納めないままにしていると「督促状」(とくそくじょう)(税金を納めるよう催促する手紙)が送られてきて、それでも税金を納めない場合には、給料や、自分の銀行口座から本人の意思に関わらず強制的に国や都道府県、市町村が代わりに税金の支払いに充てることがあります。これは法律で決められた「差押え」(さしおさえ)という手続きで、税金を納めない場合は、こうした厳しい処分が行われることになります。

▶詳しくは「埼玉県くらしと県税(自動車税について)」をご覧ください

【英語】



【中国語】



【ポルトガル語】



※バイクや軽自動車を持っている人は、軽自動車税を市町村に納める必要があります。軽自動車税については住んでいる市町村の窓口にお問い合わせください。

日本語能力検定試験に挑戦しませんか



自分の日本語能力は、どの程度なんだろう。そんなことを思ったことはありませんか。

FICEC で日本語を勉強する人の中にも、N2 や N3 に合格した人、何度も挑戦をしてついに N1 に合格という熱心な学習者もいます。



■ 試験日 **7/7** (日)

■ 申込受付

・インターネット【3/22～4/22(5時まで)】

<http://info.jees-jlpt.jp/application/>

・郵送【3/22～4/22】

■ 問い合わせ

日本語能力試験受付センター 03-6686-2974

■ FICEC 日本語教室でも対応します。

FICEC 国際子どもクラブ



◆ 国際子どもクラブは外国にルーツを持つ子ども達にボランティアで、日本語指導や学習のお手伝いをします。

◆ 日本語が分からない、学習についていけない児童や生徒はいませんか？支援の必要な子がいたら、私達に連絡してください。

○ 学習時間/毎週土曜日 9:00～12:00

○ 学習場所/ふじみの国際交流センター
(上福岡駅西口徒歩5分)

○ 問い合わせ/049-256-4290 担当：山畑
(月～金 10:00～16:00)

日本の中学に入学できます

平成31年4月から川口市に夜に、授業をする夜間中学校がスタートします。

「日本の学校でもう一度勉強したい」「高校に進学したいので、中学校卒業の資格がほしい」「日本の教育を受けたい」このような希望をかなえてくれる中学校ができました。

入学できる人は、在留資格があり、埼玉に住む16歳以上の人です。昼間の中学校と同じ公立の中学校で全ての教科を勉強します。

今年も説明会を開催する予定ですが日程は未定です。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2213/yakanchugakusetumeikai.html>



学校や役所からの通信を読めますか

4月から新学期が始まります。新学期になると学校から様々なお便りがとどきます。たとえば「授業参観のお知らせ」「健康診断のお知らせ」「集金のお知らせ」などで、どれも日本語の通知です。内容が理解できないからと、そのままにしておく、お子さんが困ってしまうこととなります。



「お便りが読めない」「内容が分からない」「どうしたらいいか分からない」という方は、そのお便りを持って FICEC の日本語教室に来てください。日本語の勉強をしながら、一緒に解決しましょう。

日本語教室では、学習者にあった勉強をしています。日本語の勉強を続けることで、自分で市や学校からのお便りが読めるようになります。

「書初め」を体験しました

FICEC 日本語教室では、毎年1月に筆で文字を書く書道体験をしています。芸術ですね。



4月からスタート！ 新しい「出入国管理・難民認定法」

次号「インフォメーションふじみの」5月号で、必要な内容をできるだけ詳しくご紹介したいと思います。お楽しみにお待ちください。